

国立大学法人東京外国語大学芸術作品等に係る受入要領

平成 23 年 6 月 3 日
施設マネジメント室長裁定

(目的)

第1 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）において、設置する事が教育研究の場として適正な芸術作品等（以下「作品」という。）の受入基準等に関し必要事項を定めることを目的とする。

(受入基準等)

第2 本学は、本学の教職員、卒業生及び関係者から申し込みがあったものについて、この要領の定めるところにより、作品を受入れることができる。

2 前項に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する場合は、原則として受入れないものとする。

- (1) 実行困難な受入れ条件が付されているもの。
- (2) 重量物、形状等で危険性のあるもの。
- (3) 展示方法が困難なもの。

(作品の申し込み)

第3 寄贈者は、別に定める芸術作品等寄贈申込書（別紙様式1）（以下「申込書」という。）を学長に提出する。

2 学長は、寄贈者から申込書の提出があったときは、施設マネジメント室において、前条の基準によりその内容を審議の上、支障がないと認められたときは、受入れの決定を行うものとする。

(報告)

第4 施設マネジメント室は、作品の受入れ及び設置場所について決定したときは、書面をもって学長及び資産管理責任者に報告するものとする。

(寄贈者との協議)

第5 作品の搬送、受入れ、整理、装備等に関わる経費その他の条件については、必要に応じて本学と寄贈者において協議するものとする。

2 前項のその他の条件に、本学は次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 災害、経年劣化その他本学の責によらない事由により作品が損傷し、又は汚損した場合において、本学はその修復等に要する費用負担を負わないものとする。
- (2) 作品本来のその目的、趣旨及び価値等が明らかになくなったと認められた場合は、本学は場所の移動又は撤去等の措置を行うものとする。

(受入通知書等の送付)

第6 学長は、作品の受入れの承認を行ったときは、速やかに寄贈者に対して 芸術作品等受入通知書（別紙様式2）を送付するものとする。

2 前項とは別に、必要に応じて学長から感謝状を寄贈者に贈呈できるものとする。

附 則

この要領は、平成23年6月3日から施行する。

芸術作品等寄贈申込書

年 月 日

国立大学法人東京外国語大学長 殿

〒 -
住 所
名 称
代表者 (印)

このことについて、下記のとおり寄贈（芸術作品等）します。

記

- 1 寄贈する芸術作品等の作品名、作者、作成年及び数量等

.....
.....

- 2 寄贈の時期及び目的

.....

- 3 寄贈の条件

.....

- 4 寄贈する芸術作品等の金額

.....

- 5 その他必要な事項

.....
.....

芸術作品等受入通知書

年 月 日

寄 贈 者 殿

国立大学法人東京外国語大学長

年 月 日付けにてお申し込みのありました下記芸術作品等については、ご趣旨に沿いありがたくお受けいたしますのでご通知申し上げます。

記

- 1 寄贈する芸術作品等の作品名、作者、作成年及び数量等

- 2 寄贈の時期及び目的

- 3 寄贈の条件

- 4 寄贈する芸術作品等の金額

- 5 その他必要な事項

